

平成十六年法律第六十三号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 裁判員

第一節 総則（第八条―第十二条）

第二節 選任（第十三条―第四十条）

第三節 解任等（第四十一条―第四十八条）

第三章 裁判員の参加する裁判の手續

第一節 公判準備及び公判手續（第四十九条―第六十三条）

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等（第六十四条・第六十五条）

第四章 評議（第六十六条―第七十条）

第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等

第一節 審理及び裁判の特例

第一款 区分審理決定（第七十一条―第七十六条）

第二款 区分事件審判（第七十七条―第八十五条）

第三款 併合事件審判（第八十六条―第八十九条）

第二節 選任予定裁判員

第一款 選任予定裁判員の選定（第九十条―第九十二条）

第二款 選任予定裁判員の選定の取消し（第九十三条―第九十六条）

第三款 選任予定裁判員の裁判員等への選任（第九十七条）

第四款 雑則（第九十八条・第九十九条）

第六章 裁判員等の保護のための措置（第一百条―第一百二条）

第七章 雑則（第一百三―第一百五）

第八章 罰則（第一百六―第一百十三）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）及び刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

第二条 地方裁判所は、次に掲げる事件については、次条又は第三条の二の決定があつた場合を除き、この法律の定めるところにより裁判員の参加する合議体が構成された後は、裁判所法第二十六条の規定にかかわらず、裁判員の参加する合議体でこれを取り扱う。

一 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件
二 前項の合議体第二十六条第二項第二号に掲げる事件であつて、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（前号に該当するものを除く。）
三 第一項の規定により同項の合議体で取り扱うべき事件（以下「対象事件」という。）のうち、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官一人及び裁判員四人から成る合議体を構成して審理及び裁判を行うことができる。

四 裁判所は、前項の決定をするには、公判前整理手続において、検察官、被告人及び弁護人に異議のないことを確認しなければならない。
五 第三項の決定は、第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日までにしなければならない。
六 地方裁判所は、第三項の決定があつたときは、裁判所法第二十六条第二項の規定にかかわらず、当該決定の時から第三項に規定する合議体が構成されるまでの間、一人の裁判官で事件を取り扱う。

七 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、事件を第三項に規定する合議体で取り扱うことが適当でないと認めるときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。（対象事件からの除外）

第三条 地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であつた者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が

加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

- 2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定は、合議体でしなければならない。ただし、当該前条第一項各号に掲げる事件の審判に参与している裁判官は、その決定に参与することはできない。
 - 3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。
 - 4 前条第一項の合議体が構成された後は、職権で第一項の決定をするには、あらかじめ、当該合議体の裁判長の意見を聴かなければならない。
 - 5 刑事訴訟法第四十三條第三項及び第四項並びに第四十四條第一項の規定は、第一項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。
 - 6 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。この場合においては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。
- 第三條の二** 地方裁判所は、第二條第一項各号に掲げる事件について、次のいずれかに該当するときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。

- 一 公判前整理手続による当該事件の争点及び証拠の整理を経た場合であつて、審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又は裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第二十七條第一項に規定する裁判員等選任手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。
 - 二 第二條第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じ、かつ、裁判員に選任すべき補充裁判員がない場合であつて、その後の審判に要すると見込まれる期間が著しく長期にわたること又はその期間中に裁判員が出頭しなければならないと見込まれる公判期日若しくは公判準備が著しく多数に上ることを回避することができないときにおいて、他の事件における裁判員の選任又は解任の状況、第四十六條第二項及び同項において準用する第三十八條第一項後段の規定による裁判員及び補充裁判員の選任のための手続の経過その他の事情を考慮し、裁判員の選任が困難であり又は審判に要すると見込まれる期間の終了に至るまで裁判員の職務の遂行を確保することが困難であると認めるとき。
- 前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の決定及び同項の請求を却下する決定について準用する。

- 3 第一項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、あらかじめ、当該第二條第一項各号に掲げる事件の係属する裁判所の裁判長の意見を聴かなければならない。

第四條 裁判所は、対象事件以外の事件であつて、その弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを第二條第一項の合議体で取り扱うことができる。

裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、同項の決定に係る事件の弁論と対象事件の弁論とを併合しなければならない。

第五條 裁判所は、第二條第一項の合議体で取り扱っている事件の全部又は一部について刑事訴訟法第三百十二條の規定により罰条が撤回又は変更されたため対象事件に該当しなくなったときであっても、当該合議体で当該事件を取り扱うものとする。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して適当と認めるときは、決定で、裁判所法第二十六條の定めるところにより、当該事件を一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うことができる。

(裁判官及び裁判員の権限)

第六條 第二條第一項の合議体で事件を取り扱う場合において、刑事訴訟法第三百三十三條の規定による刑の言渡し、同法第三百三十四條の規定による刑の免除の判決若しくは同法第三百三十六條の規定による無罪の判決又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十五條の規定による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断(次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)のうち次に掲げるもの(以下「裁判員の関与する判断」という。)は、第二條第一項の合議体の構成員である裁判官(以下「構成裁判官」という。)及び裁判員の合議による。

- 一 事実の認定
- 二 法令の適用
- 三 刑の量定
- 2 前項に規定する場合において、次に掲げる裁判所の判断は、構成裁判官の合議による。
 - 一 法令の解釈に係る判断
 - 二 訴訟手続に関する判断(少年法第五十五條の決定を除く。)
 - 三 その他裁判員の関与する判断以外の判断
- 3 裁判員の関与する判断をするための審理は構成裁判官及び裁判員で行い、それ以外の審理は構成裁判官のみで行う。

第七條 第二條第三項の決定があつた場合においては、構成裁判官が行う。

第二章 裁判員

第一節 総則

(裁判員の職権行使の独立)

第八條 裁判員は、独立してその職権を行う。

(裁判員の義務)

第九條 裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行わなければならない。

- 2 裁判員は、第七十條第一項に規定する評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 裁判員は、裁判の公正さに対する信頼を損なうおそれのある行為をしてはならない。

4 裁判員は、その品位を害するような行為をしてはならない。

(補充裁判員)

第十条 裁判所は、審判の期間その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、補充裁判員を置くことができる。ただし、補充裁判員の員数は、合議体を構成する裁判員の員数を超えることはできない。

2 補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理に立ち会い、第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合に、あらかじめ定める順序に従い、これに代わって、裁判員に選任される。

3 補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。

4 前条の規定は、補充裁判員について準用する。

(旅費、日当及び宿泊料)

第十一条 裁判員及び補充裁判員には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(公務所等に対する照会)

第十二条 裁判所は、第二十六条第三項（第二十八条第二項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により選定された裁判員候補者は裁判員若しくは補充裁判員について、裁判員又は補充裁判員の選任又は解任の判断のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、ことができる。

2 地方裁判所は、裁判員候補者について、裁判所の前項の判断に資するため必要があると認めるときは、公務所に照会して必要な事項の報告を求め、ことができる。

第二節 選任

(裁判員の選任資格)

第十三条 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

(欠格事由)

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条の規定に該当する場合は、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二 拘禁刑以上の刑に処せられた者

三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

(就職禁止事由)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一 国会議員

二 国務大臣

三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員（二に掲げる者を除く。）

ロ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表七号俸の俸給月額以上の額を受けるもの

ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員

ニ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員、防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第六項の規定の適用を受ける職員

三 検察官及び裁判官であった者

四 検察官及び検察官であった者

五 弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。）及び弁護士であった者

六 弁護士

七 司法書士

八 司法警察職員としての職務を行う者

九 公証人

十 司法警察職員としての職務を行う者

十一 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

十二 法務省の職員（非常勤の者を除く。）

十三 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）

十四 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者

十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授

十六 司法修習生
 十七 都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長
 十八 自衛官

2 次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一 拘禁刑以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者
 二 逮捕又は勾留されている者
 （辞退事由）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一 年齢七十以上の者

二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）

三 学校教育法第一条、第二百二十四条又は第三百二十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

五 過去三年以内に選任予定裁判員であった者

六 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第三十四条第七項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。）の規定による不選任の決定があった者を除く。）

七 過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第四百七十七号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者

八 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。
 ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。
 ハ その従事する事業における重要な職務であつて自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じることがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な職務であつて他の期日に行うことができないものがあること。
 ホ 重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための職務を行う必要があること。

（事件に関連する不適格事由）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。

一 被告人又は被害者

二 被告人又は被害者の親族又は親族であつた者

三 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 被告人又は被害者の同居人又は被用者

五 事件について告発又は請求をした者

六 事件について証人又は鑑定人になつた者

七 事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になつた者

八 事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つた者

九 事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い、又は補充員として検察審査会を傍聴した者

十 事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

（その他の不適格事由）

第十八条 前条のほか、裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認められた者は、当該事件について裁判員となることができない。

（準用）

第十九条 第十三条から前条までの規定（裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由）は、補充裁判員に準用する。

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

（裁判員候補者名簿の調製）

第二十三条 地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者名簿にあっては、記録。第二十五条及び第二十六条第三項において同じ。）をした裁判員候補者名簿を調製しなければならない。

2 裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡したことを知ったとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めたととき、第十四条の規定により裁判員となることができずであることと認めたととき又は第十五条第一項各号に掲げる者に該当すると認めたととき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から削除しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を送付した地方裁判所にその旨を通知しなければならない。ただし、当該裁判員候補者予定者名簿を送付した年の次年が経過したときは、この限りでない。

（裁判員候補者の補充の措置）

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認めたとときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十二条中「第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあるのは「速やかに」と、前条第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは「追加した裁判員候補者名簿」と、同条第四項ただし書中「送付した年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。

（裁判員候補者への通知）

第二十五条 地方裁判所は、第二十三条第一項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による裁判員候補者名簿の調製をしたときは、当該裁判員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

（呼び出すべき裁判員候補者の選定）

第二十六条 対象事件につき第一回の公判期日が定まったときは、裁判所は、必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の決定をしたときは、審判に要すると見込まれる期間その他の事情を考慮して、呼び出すべき裁判員候補者の員数を定めなければならない。

3 地方裁判所は、裁判員候補者名簿に記載をされた裁判員候補者の中から前項の規定により定められた員数の呼び出すべき裁判員候補者をくじで選定しなければならない。ただし、裁判所の呼出しに応じて次条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者（第三十四条第七項の規定による不選任の決定があつた者を除く。）については、その年において再度選定することはない。

4 地方裁判所は、検察官及び弁護士に対し前項のくじに立ち会う機会を与えなければならない。

（裁判員候補者の呼出し）

第二十七条 裁判所は、裁判員及び補充裁判員の選任のための手続（以下「裁判員等選任手続」という。）を行う期日を定めて、前条第三項の規定により選定された裁判員候補者を呼び出さなければならない。ただし、裁判員等選任手続を行う期日から裁判員の職務が終了すると見込まれる日までの間（以下「職務従事予定期間」という。）において次の各号に掲げるいずれかの事由があると認められる裁判員候補者については、この限りでない。

一 第十三条に規定する者に該当しないこと。

二 第十四条の規定により裁判員となることのできない者であること。

三 第十五条第一項各号若しくは第二項各号又は第十七条各号に掲げる者に該当すること。

四 第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について同条各号に掲げる者に該当すること。

2 前項の呼出しは、呼出状の送達によつてする。

3 呼出状には、出頭すべき日時、場所、呼出しに応じないときは過料に処せられることがある旨その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

4 裁判員等選任手続の期日と裁判員候補者に対する呼出状の送達との間には、最高裁判所規則で定める猶予期間を置かなければならない。

5 裁判所は、第一項の規定による呼出し後その出頭すべき日時までの間に、職務従事予定期間において同項各号に掲げるいずれかの事由があると認められるに至つた裁判員候補者については、直ちにその呼出しを取り消さなければならない。

6 裁判所は、前項の規定により呼出しを取り消したときは、速やかに当該裁判員候補者にその旨を通知しなければならない。

（非常災害時における呼出しをしない措置）

第二十七条の二 裁判所は、前条第一項本文の規定にかかわらず、第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者のうち、著しく異常かつ激甚な非常災害により、郵便物の配達若しくは取集が極めて困難である地域又は交通が途絶し若しくは遮断された地域に住所を有する者については、前条第一項の規定による呼出しをしないことができる。

(裁判員候補者の追加呼出し)

第二十八條 裁判所は、裁判員等選任手続において裁判員及び必要な員数の補充裁判員を選任するために必要があるときは、追加して必要な員数の裁判員候補者を呼び出すことができる。第二十六條第三項及び第四項、第二十七條第一項ただし書及び第二項から第六項まで並びに前條の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十六條第三項中「前項の規定により定められた員数」とあるのは、「裁判所が必要と認めた員数」と読み替えるものとする。

(裁判員候補者の出頭義務、旅費等)

第二十九條 呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日に出頭しなければならない。

2 裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者には、最高裁判所規則で定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

3 地方裁判所は、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者については、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から消除しなければならぬ。ただし、第三十四條第七項の規定による不選任の決定があった裁判員候補者については、この限りでない。

(質問票)

第三十條 裁判所は、裁判員等選任手続に先立ち、第二十六條第三項(第二十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定により選定された裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第三十條に規定する者に該当するかどうか、第十四條の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第十五條第一項各号若しくは第二項各号又は第十七條各号に掲げる者に該当しないかどうか及び第十六條各号に掲げる者に該当するかどうか並びに不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を用いることができる。

2 裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期日の前日に質問票の送付を受けたときは、裁判所の指定に従い、当該質問票を返送し又は持参しなければならない。

3 裁判員候補者は、質問票に虚偽の記載をしてはならない。

4 前三項及び次条第二項に定めるもののほか、質問票の記載事項その他の質問票に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(裁判員候補者に関する情報の開示)

第三十一條 裁判長(第二條第三項の決定があった場合は、裁判官。第三十九條を除き、以下この節において同じ。)は、裁判員等選任手続の期日の二日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を検察官及び弁護士に送付しなければならない。

2 裁判長は、裁判員等選任手続の期日の日に、裁判員等選任手続に先立ち、裁判員候補者が提出した質問票の写しを検察官及び弁護士に閲覧させなければならない。

(裁判員等選任手続の列席者等)

第三十二條 裁判員等選任手続は、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官及び弁護士が出席して行うものとする。

2 裁判所は、必要と認めるときは、裁判員等選任手続に被告人を出席させることができる。

(裁判員等選任手続の方式)

第三十三條 裁判員等選任手続は、公開しない。

2 裁判員等選任手続の指揮は、裁判長が行う。

3 裁判員等選任手続は、第三十四條第四項及び第三十六條第一項の規定による不選任の決定が裁判員候補者の面前において行われなければならないことその他裁判員候補者の心情に十分配慮して、これを行わなければならない。

4 裁判所は、裁判員等選任手続の続行のため、新たな期日を定めることができる。この場合において、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者に対し当該新たな期日を通知したときは、呼出状の送達があった場合と同一の効力を有する。

(被害者特定事項の取扱)

第三十三條之二 裁判官、検察官、被告人及び弁護士は、刑事訴訟法第二百九十九條之二第一項又は第三項の決定があった事件の裁判員等選任手続においては、裁判員候補者に対し、正当な理由がなく、被害者特定事項(同条第一項に規定する被害者特定事項をいう。以下この条において同じ。)を明らかにしてはならない。

2 裁判長は、前項に規定する裁判員等選任手続において裁判員候補者に対して被害者特定事項が明らかにされた場合には、当該裁判員候補者に対し、当該被害者特定事項を公にしてはならない旨を告知するものとする。

3 前項の規定による告知を受けた裁判員候補者又は当該裁判員候補者であった者は、裁判員等選任手続において知った被害者特定事項を公にしてはならない。

(裁判員候補者に対する質問等)

第三十四條 裁判員等選任手続において、裁判長は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三條に規定する者に該当するかどうか、第十四條の規定により裁判員となることができない者でないかどうか、第十五條第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七條各号に掲げる者に該当しないかどうか若しくは第十六條の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがある場合において同条各号に掲げる者に該当するかどうか又は不公平な裁判をするおそれがないかどうかの判断をするため、必要な質問をすることができる。

2 陪席の裁判官、検察官、被告人又は弁護士は、裁判長に対し、前項の判断をするために必要と史料する質問を裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、裁判員候補者に対して、当該求めに係る質問をするものとする。

3 裁判員候補者は、前二項の質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、又は虚偽の陳述をしてはならない。

4 裁判所は、裁判員候補者が、職務従事予定期間において、第十三條に規定する者に該当しないと認めるとき、第十四條の規定により裁判員となることができない者であると認めるとき又は第十五條第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七條各号に掲げる者に該当すると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護士の請求により又は職権で、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。裁判員候補者が不公平な裁判をするおそれがあると認めるときも、同様とする。

5 弁護士は、前項後段の場合において同項の請求をするに当たっては、被告人の明示した意思に反することはできない。

6 第四項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならぬ。

7 裁判所は、第十六条の規定により裁判員となることについて辞退の申立てがあつた裁判員候補者について、職務従事予定期間において同条各号に掲げる者に該当すると認めるときは、当該裁判員候補者について不選任の決定をしなければならない。

(異議の申立て)

第三十五条 前条第四項の請求を却下する決定に対しては、対象事件に係属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、当該裁判員候補者について第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任されるまでに、原裁判所に対し、申立書を差し出し、又は裁判員等選任手続において口頭で申立ての趣旨及び理由を明らかにすることによりしなければならない。

3 第一項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

4 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十三条第二項中「受け取つた日から三日」とあるのは、「受け取り又は口頭による申立てがあつた時から二十四時間」と読み替えるものとする。

(理由を示さない不選任の請求)

第三十六条 検察官及び被告人は、裁判員候補者について、それぞれ、四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)を限度として理由を示さずに不選任の請求(以下「理由を示さない不選任の請求」という。)をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、補充裁判員を置くときは、検察官及び被告人が理由を示さない不選任の請求をすることができる員数は、それぞれ、同項の員数にその選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人を加えた員数とする。

3 理由を示さない不選任の請求があつたときは、裁判所は、当該理由を示さない不選任の請求に係る裁判員候補者について不選任の決定をする。

4 刑事訴訟法第二十一条第二項の規定は、理由を示さない不選任の請求について準用する。

(選任決定)

第三十七条 裁判所は、くじその他の作爲が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、第二条第二項に規定する員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の裁判員を選任する決定をしなければならない。

2 裁判所は、補充裁判員を置くときは、前項の規定により裁判員を選任する決定をした後、同項に規定する方法に従い、その余の不選任の決定がされなかった裁判員候補者から、第二十六条第一項の規定により決定した員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の補充裁判員を裁判員に選任されるべき順序を定めて選任する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(裁判員が不足する場合の措置)

第三十八条 裁判所は、前条第一項の規定により選任された裁判員の員数が選任すべき裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合において、裁判所は、併せて必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

2 第二十六条(第一項を除く。)から前条までの規定は、前項の規定による裁判員及び補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)」とあるのは「選任すべき裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」と、前条第一項中「第二条第二項に規定する員数」とあるのは「選任すべき裁判員の員数」と読み替えるものとする。

(宣誓等)

第三十九条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

(最高裁判所規則への委任)

第四十条 第三十二条から前条までに定めるもののほか、裁判員等選任手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 解任等

(請求による裁判員等の解任)

第四十一条 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として裁判員又は補充裁判員の解任を請求することができる。ただし、第七号に該当することを理由とする請求は、当該裁判員又は補充裁判員についてその選任の決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。

一 裁判員又は補充裁判員が、第三十九条第二項の宣誓をしないとき。

二 裁判員が、第五十二条若しくは第六十三条第一項に定める出頭義務又は第六十六条第二項に定める評議に出席する義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

三 補充裁判員が、第五十二条に定める出頭義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

四 裁判員が、第九条、第六十六条第四項若しくは第七十条第一項に定める義務又は第六十六条第二項に定める意見を述べる義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

五 補充裁判員が、第十条第四項において準用する第九条に定める義務又は第七十条第一項に定める義務に違反し、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

六 裁判員又は補充裁判員が、第十三条(第十九条において準用する場合を含む。)に規定する者に該当しないとき、第十四条(第十九条において準用する場合を含む。)の規定により裁判員若しくは補充裁判員となることができないうとき又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号(これらの規定を第十九条において準用する場合を含む。)に掲げる者に該当するとき。

七 裁判員又は補充裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。

八 裁判員又は補充裁判員が、裁判員候補者であったときに、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしていたことが明らかとなり、引き続きその職務を行わせることが適当でないとき。

九 裁判員又は補充裁判員が、公判廷において、裁判長が命じた事項に従わず又は暴言その他の不穏当な言動をすることによって公判手続の進行を妨げたとき。

二 裁判所は、前項の請求を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する決定をし、その余の場合には、構成裁判官の所属する地方裁判所に当該請求に係る事件を送付しなければならない。

一 請求に理由がないことが明らかなき又は請求が前項ただし書の規定に違反してされたものであるとき 当該請求を却下する決定

二 前項第一号から第三号まで、第六号又は第九号に該当すると認めるとき 当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定

三 前項の規定により事件の送付を受けた地方裁判所は、第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をする。

四 前項の地方裁判所による第一項の請求についての決定は、合議体でしなければならない。ただし、同項の請求を受けた裁判所の構成裁判官は、その決定に関与することはできない。

五 第一項の請求についての決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

六 第二項第二号又は第三項の規定により裁判員又は補充裁判員を解任する決定をするには、当該裁判員又は補充裁判員に陳述の機会を与えなければならない。ただし、第一項第一号から第三号まで又は第九号に該当することを理由として解任する決定をするときは、この限りでない。

七 第一項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。

(異議の申立て)

第四十二条 前条第一項の請求を却下する決定に対しては、当該決定に関与した裁判官の所属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

二 前項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。ただし、前条第一項の請求を受けた裁判所の構成裁判官は、当該異議の申立てがあった決定に関与していない場合であっても、その決定に関与することはできない。

三 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。この場合において、同法第四百二十二条及び第四百二十三条第二項中「三日」とあるのは、「一日」と読み替えるものとする。

(職権による裁判員等の解任)

第四十三条 裁判所は、第四十一条第一項第一号から第三号まで、第六号又は第九号に該当すると認めるときは、職権で、裁判員又は補充裁判員を解任する決定をする。

二 裁判所が、第四十一条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるとき、裁判長は、その所属する地方裁判所に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

三 前項の規定による通知を受けた地方裁判所は、第四十一条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に該当すると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をする。

四 前項の決定は合議体でしなければならない。ただし、第二項の裁判所の構成裁判官は、その決定に関与することはできない。

五 第一項及び第三項の規定による決定については、第四十一条第五項及び第六項の規定を準用する。

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

二 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該裁判員又は補充裁判員を解任する決定をしなければならない。

(補充裁判員の解任)

第四十五条 裁判所は、補充裁判員に引き続きその職務を行わせる必要がないと認めるときは、当該補充裁判員を解任する決定をすることができる。

(裁判員の追加選任)

第四十六条 裁判所は、第二条第一項の合議体を構成する裁判員の員数に不足が生じた場合において、補充裁判員があるときは、その補充裁判員の選任の決定において定められた順序に従い、補充裁判員を裁判員に選任する決定をするものとする。

二 前項の場合において、裁判員に選任すべき補充裁判員がないときは、裁判所は、不足する員数の裁判員を選任しなければならない。この場合においては、第三十八条の規定を準用する。

(補充裁判員の追加選任)

第四十七条 裁判所は、補充裁判員を新たに置き、又は追加する必要があると認めるときは、必要と認める員数の補充裁判員を選任することができる。

二 裁判員の選任に関する第二十六条(第一項を除く。)から第三十五条まで及び第三十六条(第二項を除く。)の規定並びに第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による補充裁判員の選任について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「四人(第二条第三項の決定があった場合は、三人)」とあるのは、「選任すべき補充裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」と読み替えるものとする。

(裁判員等の任務の終了)

第四十八条 裁判員及び補充裁判員の任務は、次のいずれかに該当するときに終了する。

一 終局裁判を告知したとき。

二 第三条第一項、第三条の二第一項又は第五条ただし書の決定により、第二条第一項の合議体を取り扱っている事件又は同項の合議体で取り扱うべき事件の全てを一人の裁判官又は裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき。

第三章 裁判員の参加する裁判の手続

第一節 公判準備及び公判手続

(公判前整理手続)

第四十九条 裁判所は、対象事件については、第一回の公判期日前に、これを公判前整理手続に付さなければならない。

(第一回の公判期日前の鑑定)

第五十条 裁判所は、第二条第一項の合議体で取り扱うべき事件につき、公判前整理手続において鑑定を行うことを決定した場合において、当該鑑定の結果の報告がなされるまでに相当の期間を要すると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手続において鑑定の手続（鑑定の経過及び結果の報告を除く。）を行う旨の決定（以下この条において「鑑定手続実施決定」という。）をすることができ、

2 鑑定手続実施決定をし、又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3 鑑定手続実施決定があった場合には、公判前整理手続において、鑑定の経過及び結果の報告以外のものを行うことができる。

(裁判員の負担に対する配慮)

第五十一条 裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なものとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならない。

(出頭義務)

第五十二条 裁判員及び補充裁判員は、裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所に出頭しなければならない。

(公判期日等の通知)

第五十三条 前条の規定により裁判員及び補充裁判員が出頭しなければならない公判期日並びに公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問及び検証の日時及び場所は、あらかじめ、裁判員及び補充裁判員に通知しなければならない。

(開廷の要件)

第五十四条 裁判員の関与する判断をするための審理をすべき公判期日においては、公判廷は、裁判官、裁判員及び裁判所書記官が列席し、かつ、検察官が出席して開く。

(冒頭陳述に当たつての義務)

第五十五条 検察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たつては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならない。被告人又は弁護人が同法第三百六十六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。

(証人等に対する尋問)

第五十六条 裁判所が証人その他の者を尋問する場合には、裁判員は、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる。

(裁判所外での証人尋問等)

第五十七条 裁判員の関与する判断に必要な事項について裁判所外で証人その他の者を尋問すべき場合において、構成裁判官にこれをさせるときは、裁判員及び補充裁判員はこれに立ち会うことができる。この尋問に立ち会った裁判員は、構成裁判官に告げて、証人その他の者を尋問することができる。

2 裁判員の関与する判断に必要な事項について公判廷外において検証をすべき場合において、構成裁判官にこれをさせるときも、前項前段と同様とする。

(被害者等に対する質問)

第五十八条 刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定により被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）又は当該被害者の法定代理人が意見を陳述したときは、裁判員は、その陳述の後に、その趣旨を明確にするため、これらの者に質問することができる。

(被告人に対する質問)

第五十九条 刑事訴訟法第三百十一条の規定により被告人が任意に供述をする場合には、裁判員は、裁判長に告げて、いつでも、裁判員の関与する判断に必要な事項について被告人の供述を求めることができる。

(裁判員等の審理立会い)

第六十条 裁判所は、裁判員の関与する判断をするための審理以外の審理についても、裁判員及び補充裁判員の立会いを許すことができる。

(公判手続の更新)

第六十一条 公判手続が開始された後新たに第二条第一項の合議体に加わった裁判員があるときは、公判手続を更新しなければならない。

(自由心証主義)

第六十二条 裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断にゆだねる。

(判決の宣告等)
第六十三条 刑事訴訟法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの際、同法第三百三十四条の規定による刑の免除の判決及び同法第三百三十六條の規定による無罪の判決並びに少年法第五十五条の規定による家庭裁判所への移送の決定の宣告をする場合には、裁判員は公判期日に出頭しなければならない。ただし、裁判員が出頭しないことは、当該判決又は決定の宣告を妨げるものではない。

2 前項に規定する場合には、あらかじめ、裁判員に公判期日を通知しなければならない。

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等

第六十四条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條合議体の構成員 第三項、第八十五條、第九十八條の二十三、 第八十八條第三項、第二百二十五條第一項、第百 六十三條第一項、第六十九條、第二百七十 一條の八第一項及び第四項、第二百七十八條 の第三項、第二百九十七條第二項、第三 十六條の十一	合議体の構成員である裁判官
第八十一條	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由
第八十九條第五号	被害者その他の事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を及ぼすおそれがあるとき、又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき
第九十六條第一項第四号	被害者その他の事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を及ぼすおそれがあるとき、又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触したとき
第二百五十七條の四、第二百五十七條の六第一項、 第三百十六條の三十九第一項から第三項まで、 第四百三十五條第七号ただし書	裁判官、裁判員
第二百五十六條第六項	裁判官又は裁判員
第三百四條第一項	裁判長、陪席の裁判官又は裁判員
第三百十六條の十五第一項第二号	裁判所、裁判官又は裁判員及び裁判員
第三百二十一條第二項	裁判所、裁判官若しくは裁判員及び裁判員
第三百七十七條第一号	法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。ただし、裁判員の構成にのみ違法がある場合であつて、判決が裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六條第一項に規定する裁判員の関与する判断を含まないものであるとき、又はその違法が裁判員が同法第十五條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者に該当することであるときは、この限りでない。
第四百三十五條第七号本文	原判決に關与した裁判官

2 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二十二條第四項の規定の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

(訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録)

第六十五条 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二條の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求めると認めるときは、検及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検

察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物を用いる。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないとき、この限りでない。

- 2 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合（同項第四号の規定による場合を除く。）においては、その証人の同意がなければ、これを行うことができない。
- 3 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調査の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがないことと明らかに認められるときは、この限りでない。
- 4 刑事訴訟法第四十条第二項、第八十条第二項及び第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調査の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五十五条第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調査の取調べについて、それぞれ準用する。

第四章 評議

（評議）

第六十六条 第二条第一項の合議体における裁判員の関与する判断のための評議は、構成裁判官及び裁判員が行う。

2 裁判員は、前項の評議に出席し、意見を述べなければならない。

3 裁判長は、必要と認めるときは、第一項の評議において、裁判員に対し、構成裁判官の合議による法令の解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示さなければならない。

4 裁判員は、前項の判断が示された場合には、これに従ってその職務を行わなければならない。

5 裁判長は、第一項の評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない。

（評決）

第六十七条 前条第一項の評議における裁判員の関与する判断は、裁判所法第七十七条の規定にかかわらず、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による。

2 刑の量定について意見が分かれ、その説が各々、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見にならないときは、その合議体の判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見による。

（構成裁判官による評議）

第六十八条 構成裁判官の合議によるべき判断のための評議は、構成裁判官のみが行う。

2 前項の評議については、裁判所法第七十五条第一項及び第二項前段、第七十六条並びに第七十七条の規定に従う。

3 構成裁判官は、その合議により、裁判員に第一項の評議の傍聴を許し、第六条第二項各号に掲げる判断について裁判員の意見を聴くことができる。

（補充裁判員の傍聴等）

第六十九条 補充裁判員は、構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものを傍聴することができる。

2 構成裁判官は、その合議により、補充裁判員の意見を聴くことができる。

（評議の秘密）

第七十条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。

2 前項の場合を除き、構成裁判官のみが行う評議については、裁判所法第七十五条第二項後段の規定に従う。

第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等

第一節 審理及び裁判の特例

第一款 区分審理決定

（区分審理決定）

第七十一条 裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件の弁論を併合した場合又は第四条第一項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（以下「併合事件」という。）を一括して審理することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、併合事件の一部を一又は二以上の被告事件ごとと区分し、この区分した一又は二以上の被告事件ごとに、順次、審理する旨の決定（以下「区分審理決定」という。）をすることができる。ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でない認められるときは、この限りでない。

2 区分審理決定又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3 区分審理決定又は第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（区分審理決定の取消し及び変更）

第七十二条 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、区分事件（区分審理決定により区分して審理することとされた一又は二以上の被告事件をいう。以下同じ。）ごとに審理することが適当でないとき、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を取り消す決定をすることができる。ただし、区分事件につき部分判決がされた後は、この限りでない。

2 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適当と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を変更することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の決定又はこれらの項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項に規定する決定について準用する。
(審理の順序に関する決定)

第七十三条 裁判所は、二以上の区分事件があるときは、決定で、区分事件を審理する順序を定めなければならない。

2 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適当と認めるときは、決定で、前項の決定を変更することができる。

3 前二項の決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。
(構成裁判官のみで構成する合議体による区分事件の審理及び裁判)

第七十四条 裁判所は、区分事件に含まれる被告事件の全部が、対象事件に該当しないとき又は刑事訴訟法第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため対象事件に該当しなくなつたときは、構成裁判官のみで構成する合議体でその区分事件の審理及び裁判を行う旨の決定をすることができる。

(公判前整理手続等における決定)

第七十五条 区分審理決定並びに第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項及び第二項並びに前条の決定は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。第七十一条第一項並びに第七十二条第一項及び第二項の請求を却下する決定についても、同様とする。

(区分審理決定をした場合の補充裁判員に関する決定)

第七十六条 裁判所は、区分審理決定をした場合において、第二十六条第一項に規定する必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をするときは、各区分事件の審理及び裁判(以下「区分事件審判」という。)並びに第八十六条第一項に規定する併合事件審判について、それぞれ、これをしなければならぬ。

第二款 区分事件審判

(区分事件の審理における検察官等による意見の陳述)

第七十七条 区分事件の審理において、証拠調べが終わつた後、検察官は、次条第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三項各号に掲げる事項に係る事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 区分事件の審理において、証拠調べが終わつた後、被告人及び弁護人は、当該区分事件について意見を陳述することができる。

3 区分事件の審理において、裁判所は、区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人(刑事訴訟法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。第八十九条第一項において同じ。)又はその委託を受けた弁護士から、第一項に規定する事項に係る事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、同項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

4 刑事訴訟法第三百十六條の三十八第二項から第四項までの規定は、前項の規定による意見の陳述について準用する。

5 刑事訴訟法第三百十六條の三十七の規定は、第三項の規定による意見の陳述をするための被告人に対する質問について準用する。
(部分判決)

第七十八条 区分事件に含まれる被告事件について、犯罪の証明があつたときは、刑事訴訟法第三百三十三條及び第三百三十四條の規定にかかわらず、部分判決で有罪の言渡しをしなければならない。

2 部分判決で有罪の言渡しをするには、刑事訴訟法第三百三十五條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 罪となるべき事実

二 証拠の標目

三 罰条の適用並びに刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四條第一項の規定の適用及びその適用に係る判断

四 法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実に係る判断

五 法律上刑を減免し又は減免することができる理由となる事実に係る判断

3 部分判決で有罪の言渡しをする場合は、次に掲げる事項を示すことができる。

一 犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する情状に関する事実

二 没収、追徴及び被害者還付の根拠となる事実並びにこれらに関する規定の適用に係る判断

4 区分事件の審理において第二項第四号又は第五号に規定する事実が主張されたときは、刑事訴訟法第三百三十五條第二項の規定にかかわらず、部分判決において、これに対する判断を示さなければならない。

5 第六十三條の規定は、第一項の規定による部分判決の宣告をする場合について準用する。

第七十九条 区分事件に含まれる被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九條の規定による管轄違いの判決、同法第三百三十六條の規定による無罪の判決、同法第三百三十七條の規定による免訴の判決又は同法第三百三十八條の規定による公訴棄却の判決の言渡しをしなければならない事由があるときは、部分判決でその旨の言渡しをしなければならない。
(部分判決に対する控訴の申立て)

第八十条 部分判決に対しては、刑事訴訟法第三百七十二條の規定にかかわらず、控訴をすることができない。

(管轄違い等の部分判決後の弁論の分離)
 第八十一条 第七十九条の部分判決は、当該部分判決をした事件に係る弁論を刑事訴訟法第三百十三条第一項の規定により分離した場合には、その決定を告知した時に、終局の判決となるものとする。

(区分事件審判に関する公判調書)

第八十二条 区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十八条第三項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、部分判決を宣告する公判期日の調書及び公判期日から部分判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

2 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第二項の規定にかかわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内(前項ただし書の規定により部分判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内)にこれをしなければならない。

(公訴の取消し等の制限)

第八十三条 区分事件に含まれる被告事件についての公訴は、刑事訴訟法第二百五十七条の規定にかかわらず、当該区分事件について部分判決の宣告があった後は、これを取り消すことができない。
 2 刑事訴訟法第四百六十五条第一項の規定による正式裁判の請求があった被告事件について、区分審理決定があったときは、同法第四百六十六条の規定にかかわらず、当該被告事件を含む区分事件について部分判決の宣告があった後は、当該請求を取り下げることができない。

3 前項の区分審理決定があった場合には、同項の請求に係る略式命令は、刑事訴訟法第四百六十九条第一項の規定にかかわらず、当該被告事件について終局の判決があったときに、その効力を失う。

(区分事件審判における裁判員等の任務の終了)

第八十四条 区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務は、第四十八条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに終了する。

- 一 当該区分事件について部分判決の宣告をしたとき。
- 二 当該区分事件に含まれる被告事件の全部について刑事訴訟法第三百三十九条第一項の規定による公訴を棄却する決定がされたとき。
- 三 当該区分事件について第七十四条の決定がされたとき。

(区分事件の審理における公判手続の更新)

第八十五条 前条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に他の区分事件審判に係る職務を行う裁判員が加わった場合には、第六十一条第一項の規定にかかわらず、公判手続の更新は行わないものとする。

第三款 併合事件審判

(併合事件審判)

第八十六条 裁判所は、すべての区分事件審判が終わった後、区分事件以外の被告事件の審理及び区分事件の審理(当該区分事件に含まれる被告事件に係る部分判決で示された事項に係るもの(第三項の規定があつた場合を除く。))を除く。並びに併合事件の全体についての裁判(以下「併合事件審判」という。)をしなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により併合事件の全体についての裁判をする場合においては、部分判決がされた被告事件に係る当該部分判決で示された事項については、次項の規定があつた場合を除き、これによるものとする。

3 裁判所は、構成裁判官の合議により、区分事件の審理又は部分判決について刑事訴訟法第三百七十七条各号、第三百七十八条各号又は第三百八十三条各号に掲げる事由があると認めるときは、職権で、その旨の決定をしなければならない。

(併合事件審判のための公判手続の更新)

第八十七条 第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に併合事件審判に係る職務を行う裁判員が加わった場合には、第六十一条第一項の規定にかかわらず、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件の公判手続を更新しなければならない。

(刑事訴訟法第二百九十一条の二の意見の陳述)

第八十八条 区分事件に含まれる被告事件についての刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見を記載した書面の提出は、併合事件審判における審理において行うものとする。ただし、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことができる。

(併合事件審理における検察官等による意見の陳述)

第八十九条 併合事件審判における審理において行う刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述、同条第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百六十六条の三第八項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述は、部分判決で示された事項については、することができる。
 2 裁判長は、前項に規定する意見の陳述が部分判決で示された事項にわたるときは、これを制限することができる。

第二節 選任予定裁判員

第一款 選任予定裁判員の選定

(選任予定裁判員)

第九十条 裁判所は、区分審理決定をした場合において、必要があると認めるときは、裁判員等選任手続において、第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の選定されるべき必要な員数の選任予定裁判員を、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、あらかじめ選定することができる。この場合において、選任予定裁判員の員数は、裁判所が定めるものとする。

2 前項の規定により選任予定裁判員を選定する場合における第二十六条第二項、第二十七条第一項ただし書、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「前項の決定をした」とあるのは「選任予定裁判員を選定することとした」と、第二十七条第一項ただし書中「期日から」とあるのは「期日及び第九十七条第一項の規定により選任予定裁判員を選任する決定がされる」と見込まれる日から」と、第三十五条第二項中「第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員を選任する」とあるのは「第九十一条第一項の規定により選任予定裁判員を選定する」と、第三十六条第二項中「補充裁判員を置く」とあるのは「裁判員の員数を超える員数の選任予定裁判員を選定する」と、「選任すべき補充裁判員の」とあるのは「選定すべき選任予定裁判員の員数のうち裁判員の員数を超える」と、三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは三人」とあるのは「三人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の二分の一の員数」とする。

(選任予定裁判員の選定)

第九十一条 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、前条第一項の規定により裁判所が定めた員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の選任予定裁判員を裁判員(補充裁判員を含む。)に選任されるべき順序を定めて選定する決定をしなければならない。

2 裁判所は、前項の規定により選任予定裁判員を選定された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(選任予定裁判員が不足する場合の措置)

第九十二条 裁判所は、前条第一項の規定により選定された選任予定裁判員の員数が選定すべき選任予定裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の選任予定裁判員を選定することができる。**第二十六条**(第一項を除く。)から**第三十六条**(第二項を除く。)まで及び前条の規定は、前項の規定による選任予定裁判員の選定について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「前項の決定をした」とあるのは「不足する員数の選任予定裁判員を選定することとした」と、第二十七条第一項ただし書中「期日から」とあるのは「期日及び第九十七条第一項の規定により選任予定裁判員を選任する決定がされる」と見込まれる日から」と、第三十五条第二項中「第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員を選任する」とあるのは「第九十二条第二項において読み替えて準用する第九十一条第一項の規定により選任予定裁判員を選定する」と、第三十六条第一項中「四人(第二条第三項の決定があつた場合は、三人)」とあるのは「選定すべき選任予定裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の二分の一の員数」と、前条第一項中「前条第一項の規定により裁判所が定めた」とあるのは「不足する」と読み替えるものとする。

第二款 選任予定裁判員の選定の取消し

(請求による選任予定裁判員の選定の取消し)

第九十三条 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として選任予定裁判員の選定の取消しを請求することができる。ただし、第二号に該当することを理由とする請求は、当該選任予定裁判員についてその選定の決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。

- 一 選任予定裁判員が、第十三条に規定する者に該当しないとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であるとき、又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当するとき。
- 二 選任予定裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。
- 三 選任予定裁判員が、裁判員候補者であつたときに、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしていたことが明らかとなり、裁判員又は補充裁判員の職務を行わせることが適当でないとき。
- 2 前項の請求を受けた裁判所は、同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をする。
- 3 前項の決定又は第一項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の規定により選任予定裁判員の選定を取り消す決定をするには、当該選任予定裁判員に陳述の機会を与えなければならない。
- 5 第一項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならない。

(異議の申立て)

第九十四条 前条第一項の請求を却下する決定に対しては、当該決定に関与した裁判官の所属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

3 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

(職権による選任予定裁判員の選定の取消し)

第九十五条 裁判所は、第九十三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、職権で、選任予定裁判員の選定を取り消す決定をする。

2 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 裁判所は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたことにより、選任予定裁判員をその選定に係る区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任する必要がなくなつた場合には、職権で、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をする。

一 第七十二条第一項の規定により区分審理決定が取り消されたとき。

二 第七十二条第二項の規定により区分審理決定が変更され、区分事件に含まれる被告事件の全部についての審判が他の区分事件審判又は併合事件審判として行われることとなったとき。

三 第一号に掲げる場合のほか、その職務を行うべき区分事件に含まれる被告事件の全部又は区分事件以外の被告事件の全部について刑事訴訟法第三百三十九条第一項の規定による公訴を棄却する決定がされたとき。

四 区分事件について第七十四条の決定がされたとき。

4 裁判所は、前項に規定する場合のほか、選任予定裁判員をその選定に係る区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任する必要があるなくなったと認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をすることができる。

(選任予定裁判員の申立てによる選定の取消し)

第九十六条 選任予定裁判員は、裁判所に對し、第十六条第八号に規定する事由(その選定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。)により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として選定の取消しの申立てをすることができる。

2 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をしなければならない。

第三款 選任予定裁判員の裁判員等への選任

第九十七条 裁判所は、第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務が終了したときは、第三十七条の規定にかかわらず、当該区分事件審判の次の区分事件

審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員で、指定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことから、その選定において定められた順序に従い、当該職務を行う裁判員(補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。第五項において同じ。)を選任する決定をするものとする。

2 裁判所は、前項に規定する選任予定裁判員を同項に規定する期日に呼び出さなければならない。

3 前項の呼出しは、選任予定裁判員に通知して行う。

4 裁判所は、第一項に規定する区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員のうち、同項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の者については、選定を取り消す決定をしなければならない。

5 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十七条の二、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十七条の二中「前条第一項本文」とあるのは「第九十七条第二項」と、「第二十六条第三項の規定により選定された裁判員候補者」とあるのは「同条第一項に規定する選任予定裁判員」と、「前条第一項」とあるのは「同条第二項」と、第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。

第四款 雑則

(公務所等に対する照会に関する規定の準用)

第九十八条 第十二条第一項の規定は、選任予定裁判員についてその選定の取消しの判断のため必要がある場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第九十九条 前三款に定めるもののほか、選任予定裁判員の選定及び裁判員又は補充裁判員への選任に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 裁判員等の保護のための措置

(不利益取扱いの禁止)

第一百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い)

第一百一条 何人も、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならない。これらであった者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とする。

2 前項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、すべての区分事件審判の後に行われる併合事件の全体についての裁判(以下「併合事件裁判」という。)がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

(裁判員等に対する接触の規制)

第一百二条 何人も、被告事件に關し、当該被告事件を取り扱う裁判所に選任され、又は選定された裁判員若しくは補充裁判員又は選任予定裁判員に接触してはならない。

2 何人も、裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員又は補充裁判員の職にあった者に接触してはならない。

3 前二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

第七章 雑則

(運用状況の公表)

第一百三三 最高裁判所は、毎年、対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他この法律の実施状況に関する資料を公表するものとする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用)

第一百四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、第二十条第一項並びに第二十一条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条第四項(これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第一項の規定中市に関する規定は、区及び総合区にこれを適用する。

(事務の区分)

第一百五条 第二十一条第一項及び第二項、第二十二條並びに第二十三條第四項（これらの規定を第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

(裁判員等に対する請託罪等)

第一百六条 法令の定める手続により行う場合を除き、裁判員又は補充裁判員に対し、その職務に関し、請託をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
 2 法令の定める手続により行う場合を除き、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、裁判員又は補充裁判員として行う判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、前項と同様とする。
 3 選任予定裁判員に対し、裁判員又は補充裁判員として行うべき職務に関し、請託をした者も、第一項と同様とする。
 4 被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、選任予定裁判員に対し、事実の認定その他の裁判員として行うべき判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、第一項と同様とする。

(裁判員等に対する威迫罪)

第一百七条 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第一百八条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。
 一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。
 二 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。

3 前項第三号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、評議の秘密（同項第二号に規定するものを除く。）を漏らしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

4 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されるとき、以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に關与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。

7 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に關与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されるとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されるとき、当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されるときも、第一項と同様とする。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第一百九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条（第三十八條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第二項及び第九十二條第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第一百十條 裁判員候補者が、第三十条に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問に対して虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料)

第一百十一條 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四條第三項（これらの規定を第三十八條第二項（第四十六條第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第二項及び第九十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第一百十二條 次の各号のいずれかに当たる場合には、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき）
 二 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第九十七条第五項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。
 三 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九条第二項の宣誓を拒んだとき。
 四 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

五 裁判員が、第六十三条第一項（第七十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。
 （即時抗告）

第百十三条 前二条の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第百条、第百一条、第百四条、第百五条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第十七条第九号の規定（審査補助員に係る部分に限る。） 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）附則第一条第二号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 四 第七十七条第三項から第五項までの規定 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（施行前の措置等）

第二条 政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであることにかんがみ、この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手続、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようするための措置を講じなければならない。

2 前条の政令を定めるに当たっては、前項の規定による措置の成果を踏まえ、裁判員の参加する刑事裁判が円滑かつ適正に実施できるかどうかについての状況に配慮しなければならない。

（環境整備）

第三条 国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。

（経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に係属している事件については、第二条第一項及び第四条の規定は適用しない。この法律の施行前判決が確定した事件であつてこの法律の施行後再審開始の決定が確定したもののについても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、この法律の施行の際現に係属している事件であつてその弁論を対象事件の弁論と併合することが適当と認められるものについては、決定で、これを第二条第一項の合議体で取り扱うことができる。

3 裁判所は、前項の決定をした場合には、刑事訴訟法の規定により、当該決定に係る事件の弁論と当該対象事件の弁論とを併合しなければならない。

（調整規定）

第五条 この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の前日となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第八十九条第一項の規定の適用については、同項中「同条第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三十六條の三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士」とあるのは、「並びに同条第二項の規定による被告人及び弁護士」とする。

2 この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日となる場合には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第六十五条第四項の規定の適用については、同項中「第三百五條第四項及び第五項」とあるのは、「第三百五條第三項及び第四項」とする。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月一五日法律第八三号）抄

附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年二月七日法律第二二二号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条並びに附則第八条から第十九条まで及び第二十一条から第二十五条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年五月三十一日法律第四五号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一八年二月二日法律第二一八号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月三〇日法律第六〇号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九五号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（刑事訴訟法第二百九十二条の二の改正規定に限る。）並びに次条及び附則第六条（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第五十八条の改正規定に限る。）の規定。公布の日から起算して二十日を経過した日

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六十号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表の改正規定中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条」とする。

附則（平成一九年六月二七日法律第九六号）抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年二月三〇日法律第二一八号）抄

(施行期日等)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月三〇日法律第二二四号）抄

(施行期日等)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条並びに附則第七条、第八条及び第十条の規定。平成二十年四月一日

附則（平成二二年六月三日法律第四四号）抄
 (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定。公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ からハまで 略

二 附則第三条、第十条及び第十一条の規定

附則（平成二六年五月三〇日法律第四二二号）抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年六月二二日法律第三七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「新法」という。）第三十三条の二（新法第三十八条第二項（新法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七條第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に開始された裁判員及び補充裁判員の選任のための手続並びに選任予定裁判員の選定のための手続について適用する。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二八年六月三日法律第五四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第二項、第八十五條、第八十八條第三項、第九十二條第一項、第九十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項及び第六十五條第四項の改正規定に限る。）及び第十二條から第十五條までの規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条（刑事訴訟法第三百一条の次に一条を加える改正規定を除く。）及び第四条の規定並びに附則第七条及び第十一条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定、公布の日

附則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三百三十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）以下「刑法等一部改正法」という。）第三條中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百三十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三條及び第九十五條の改正規定、同條の次に三條を加える改正規定、同法第九十六條の改正規定、同法第一編第八章に二十三條を加える改正規定（第九十八條の二及び第九十八條の三に係る部分に限る。）、同法第二百八條の二の次に三條を加える改正規定、同法第二百七十八條の二を第二百七十八條の三とし、第二百七十八條の次に一條を加える改正規定、同法第三百四十三條の次に二條を加える改正規定、同法第三百九十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四百二條の次に一條を加える改正規定、同法第四百七十一條の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十四條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第五百二條及び第五百七條の改正規定、同法中同條を第五百八條とし、第五百六條の次に章名及び一條を加える改正規定並びに同法本則に八條を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三條、第七條第一項及び第二項並びに第十二條の規定、附則第十三條中刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四條及び第十五條の規定、附則第十六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第三十八号）以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三條の改正規定、附則第十七條中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）以下「日国連裁判権議定書刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第十九條中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第五百五十一号）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五條の改正規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十四條）を「第四百八十四條から第四百八十五條まで、第四百八十六條」に改める部分を除く。）、附則第二十五條の規定、附則第二十六條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八十八條第三項、第九十二條第一項、第九十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項の改正規定（「第二百七十八條の二第二項」を「第二百七十八條の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七條中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六條の改正規定、附則第二十八條第一項の規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十一條第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中刑事訴訟法第九十九條第二項の改正規定、同法第二百一条の次に一條を加える改正規定、同法第二百七十七條の次に二條を加える改正規定、同法第二百八十八條第一項の改正規定、同法第二百二十四條に一項を加える改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第二百五十六條の次に一條を加える改正規定、同法第二百七十一條の次に七條を加える改正規定、同法第二百九

十条の二第二項、第二百九十一条、第二百九十一条の二、第二百九十九条の三ただし書、第二百九十九条の四、第二百九十九条の五、第二百九十九条の六、第二百九十九条の七及び第三百十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第三百十六條の五、第三百十六條の十一、第三百十六條の二十三第三項、第三百四十三條、第三百五十條の二十二、第四百二十九條及び第四百六十三條の改正規定並びに同法第四百六十八條に三項を加える改正規定並びに附則第四條の規定、附則第十六條中日米地位協定刑事特別法第十二條の改正規定、附則第十七條中日国連裁判権議定書刑事特別法第四條の改正規定、附則第十九條中日国連地位協定刑事特別法第四條の改正規定、附則第二十一條から第二十三條までの規定、附則第二十六條中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四條第一項の表第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第三項、第八十五條、第八十八條第三項、第九百二十五條第一項、第九百六十三條第一項、第九百六十九條、第二百七十八條の二第二項、第二百九十七條第二項、第三百十六條の十一の項の改正規定（第九百六十九條の下に、第二百七十一條の八第一項及び第四項を加える部分に限る。）、附則第三十三條及び第三十四條の規定並びに附則第三十五條のうち刑法等一部改正法第三條中刑事訴訟法第三百四十三條の改正規定の改正規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

五 略

六 第一條中刑事訴訟法第三百四十二條の次に七條を加える改正規定、同法第三百四十五條の次に三條を加える改正規定、同法第四百三條の二の次に二條を加える改正規定、同法第四百六十九條に一項を加える改正規定、同法第四百七十九條の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十三條の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の次に一條を加える改正規定、同法第四百九十二條の次に一條を加える改正規定及び同法第四百九十四條の次に三條を加える改正規定並びに第三條（第七十二條第一号を削る改正規定を除く。）の規定並びに附則第六條第一項及び第二項、第七條第二項、第八條第三項並びに第十一條第一項及び第二項の規定、附則第十三條中刑事補償法第一條第二項の改正規定、附則第十八條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法第二十一條の改正規定（第四百八十四條）を「第四百八十四條から第四百八十五條まで、第四百八十六條」に改める部分に限る。）、附則第二十六條中裁判員の参加する法律第八十三條第三項の改正規定、附則第二十七條中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七十二條第二号の改正規定、附則第二十九條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法第二百二十五條第三号の改正規定並びに附則第三十七條中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九條の改正規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第四十條 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年五月一七日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。